

令和 8 年 6 月 10 日

日本下水道事業団
理事長 黒 田 憲 司 殿

監事 内笹井 徹
監事 柳 亜 紀
(公 印 省 略)

令和 7 事業年度 監事監査報告

日本下水道事業団法第 15 条第 4 項及び第 39 条第 2 項の規定に基づき、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の業務及び会計について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、日本下水道事業団監事監査要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社、研修センター、東日本・西日本設計センター、各総合事務所、東日本本部・西日本本部事業管理室において実地調査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等及び決算報告書の会計監査については、本社の関係部課において監査を実施するとともに、事業団と契約した会計監査法人による監査結果の報告及び説明を受けた。

以上の方法に基づき、事業団の当該事業年度に係る業務及び会計の監査を行った。

II 監査の結果

(1) 業務監査

- ① 事業団の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期経営計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- ② 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

(2) 会計監査

財務諸表等及び決算報告書について監査の結果、適正と認めたので、令和 8 年 6 月 10 日に、その旨を記載した「監事意見書」を理事長に提出した。

以 上